改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2024年6月24日
株式会社テクノウェア

平成24年10月１日付改正労働者派遣法施行に伴い、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

報告期間:令和4年11月1日～令和5年10月31日

1.派遣労働者の数	6人
2.派遣先事業所数	4件
3.派遣料金（8時間あたり）	¥34,105
4.賃金（8時間あたり）	¥20,092
5.マージン率	41.1%
6.教育訓練に関する事項	職能別訓練（ソフトウェア開発訓練等）、その他教育（セキュリティ教育）
7.その他参考と認められる事項	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
8.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結している （ 協定書の有効期間終期　2025年3月31日 ） 協定労働者の範囲 （　プログラマー・システムエンジニア業務に従事する従業員　等）

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料のほか、事業運営費として教育訓練費、福利厚生費、有給休暇費用、募集採用費、労務管理費、事務所賃貸料等が含まれています。